

退職後、昭和産業健康保険組合に2年間継続して加入できる「任意継続制度」について、任意継続されるかどうか、下記のとおりお伺いいたしますのでお答えください。

令和 年 月 日

昭和産業健康保険組合理事長 殿

被保険者 氏名

⑩

退職後の健康保険確認

退職後、昭和産業健康保険組合の任意継続に加入しますか。
(任意継続の選択について○印で囲んでください。)

(1) 任意継続に加入しません。

- イ. 国民健康保険に加入する。
- ロ. 再就職先の健康保険組合に加入する。
- ハ. 家族の被扶養者となる。

※資格を喪失していることの証明書が必要ですか。

- イ. 必要
- ロ. 不要

(2) 任意継続に加入し、保険料支払方法は下記を希望します。

- イ. 毎月支払い
- ロ. 6ヶ月前納(一括払い)
- ハ. 1年前納(一括払い)

【注意】

- ・(2)の任意継続被保険者資格取得を希望される方は、退職後20日以内に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を提出してください。期日を過ぎてからの申請は、その権利を失いますので充分ご注意ください。
- ・保険料は4月から翌年3月の1期単位に決められます。したがって、期の途中で任意継続被保険者の資格を取得した方で、6ヶ月前納あるいは1年前納を選択されても、前納できる期間は3月までとなります。なお、支払方法の選択は翌期には変更できます。変更を希望される方は2月中に健康保険組合にご連絡ください。
- ・被扶養者がおられる場合は「健康保険被扶養者(異動)届」を同時に提出してください。

重要

必ず退職日までに、各事業所の健康保険担当者へ退職時の書類と共にご提出ください。

お問い合わせ先

〒101-8521 東京都千代田区内神田2丁目2番1号(鎌倉河岸ビル)

昭和産業健康保険組合

TEL: 03(3257)2995

以上